

X 合同チームの参加について

鹿児島県高等学校体育連盟

【大会開催基準要項の参加資格】

- 1 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。（合同チーム参加届を提出する。）
- 2 部員不足によりチーム編成が困難な学校は、下記により同じく部員不足の学校同士による合同チームでの大会参加を認める。ただし、競技専門部で合同チームによる参加が認められた競技に限る。（合同チーム参加届を提出する。）
 - (1) 出場に関する規定については、各競技実施要項による。
 - (2) チームの編成においては、計画的に合同練習を実施できる近隣の学校同士を原則とする。
 - (3) 勝ち上がりについての制限は各競技専門部の申し合わせによる。
- 3 離島における特別支援学校高等部支援教室（以下「支援教室」という。）とその設置高等学校（以下「設置校」という。）は、特例として下記により合同チームでの大会参加を認める。
 - (1) 出場に関する規定については、各競技実施要項による。
 - (2) 加盟校ではない特別支援学校の支援教室の場合は、大会開催基準要項における参加資格の特例、大会参加資格の別途に定める規定並びに本連盟細則第13条に従い大会参加を認める。
 - (3) 勝ち上がりについての制限は各競技専門部の申し合わせによる。

〈合同チームの考え方〉

1 統廃合による合同チームの考え方

- (1) 本連盟では全国高等学校体育連盟の方針に従い、学校の統廃合は行政的な問題であるので、統廃合開始年度から終了年度までの2年間に限り、統廃合の対象となった学校の部同士が合同チームを組み、県高等学校総合体育大会（全国高等学校総合体育大会・全九州高等学校総合体育大会も含む）に参加することを認める。
- (2) 合同チームの組み方としては、統廃合の対象となった学校の部同士とするが、（廃校等）チームを組むべき対象が無い場合は、統廃合の対象外の学校との合同チームを認める。
- (3) 団体・個人両方実施される競技については、団体・個人とも合同チームとして出場できる。（団体は合同チームで出場し、個人は各学校枠で出場することは認めない。）
- (4) 合同チームで参加する場合、当該校の各学校長の了承のもと、県高体連事務局と関係競技専門委員長にあらかじめ連絡する。また、参加申込の際には合同チーム参加届（様式有り。）を参加申込書類と同時に提出する。なお、申込に際しポジションや順番等のある競技については、顧問同士で連携を密にし、不備のないようにする。

2 部員不足による合同チームの考え方

- (1) 部員不足による合同チームは、全国高等学校体育連盟の方針に従い、部活動の活性化のためというのが基本的発想であり、合同チームの編成が勝利至上主義で

行われることのないよう十分留意する。

- (2) 部員不足の学校においては、安易に合同チームだけに頼ることなく、部員以外の生徒の参加や新たな部員確保など部活動活性化に向けた取り組みを行う。
- (3) 競技専門部により状況が異なるため、実施可能な競技専門部から実施に移す。
- (4) 合同チームで参加する場合、当該校の各学校長の了承のもと、県高体連事務局と関係競技専門委員長にあらかじめ連絡する。また、参加申込の際には合同チーム参加届（様式有り。）を参加申込書類と同時に提出する。なお、申込に際しポジションや順番等のある競技については、顧問同士で連携を密にし、不備のないようにする。

3 支援教室とその設置校による合同チームの考え方

- (1) 本県におけるインクルーシブ教育の推進並びに支援教室設置の主旨を鑑み、特例として支援教室とその設置校による合同チームを認める。
- (2) 合同チームで参加する場合、当該校の各学校長の了承のもと、県高体連事務局と関係競技専門委員長にあらかじめ連絡する。また、参加申込の際には合同チーム参加届（様式有り。）を参加申込書類と同時に提出する。なお、申込に際しポジションや順番等のある競技については、顧問同士で連携を密にし、不備のないようにする。

平成18年4月1日より施行

平成29年4月1日 改正「県高校総体において部員不足による合同チームの参加を認める。」

平成31年4月18日 改正「支援教室とその設置校による合同チームを特例として認める。」